

税務

問 税務課税務係
☎ 6 2 - 1 1 1 1 (内線165)

確定申告が始まります

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、

2月16日(火)から3月15日(月)

までとなっています。申告と納税は期限内に済ませてください。

申告会場では**室内の換気・マスクの着用・手指のアルコール消毒**にご協力ください。

※37度以上の熱がある方、体調不良の方等の来場はお控えください。

なお、申告書は会場内で作成・提出することもできますが、新型コロナウイルス感染症への感染・拡散予防の観点から、手書した確定申告書の郵送、国税庁ホームページで作成し、e-Taxによる送信、または印刷して郵送などにより提出することができますので、ご利用ください。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書等にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。マイナンバーを記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類のコピーの添付が必要です。

≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

例1：マイナンバーカード（個人番号カード）のコピー（表裏両面）

例2：通知カードの写し【番号確認書類】＋運転免許証または
公的医療保険の被保険者証のコピー【身元確認書類】など

詳しくは熊本国税局のホームページをご覧ください。阿蘇税務署
(☎0967-22-0551)にお尋ねください。

公的年金収入のある方の確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに関する雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税と復興特別所得税についての確定申告は不要です。

ただし・・・

- ①所得税と復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。
- ②非課税年金（遺族年金や障害年金など）を受給されている場合は、住民税の申告が必要です。

申告相談会場のご案内

申告相談

阿蘇税務署 会議室（阿蘇市一の宮町宮地1944番地）

☎0967-22-0551（午前9時から午後4時まで）

2月16日(火)から3月15日(月)まで（土・日は除く）

税理士会による確定申告無料相談

○高森総合センター 大会議室

○草部出張所

○朋遊館

午前9時から午後3時まで

※税理士の日程については別途、確定申告に関する広報紙を全戸配布いたしますのでご確認ください。

●申告期限間際になりますと申告会場が込み合うことが予想され、長時間かかる場合もあります。

●申告の際は、損失の計算に必要な書類及び確定申告に必要な書類等をご持参ください。

「国税だより」

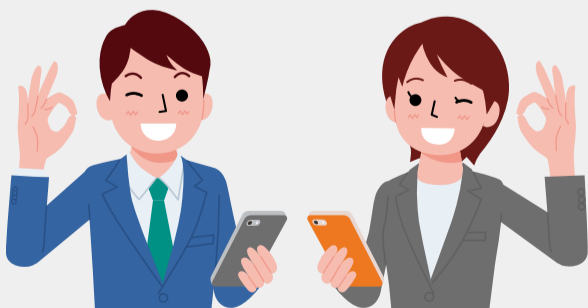
いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン又はタブレット（以下「スマホ等」といいます。）でも所得税の確定申告書を作成することができます。

また、①「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード方式対応のスマホ等」をお持ちの方、②事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード（ID・パスワード方式に対応したもの）」を取得している方は、スマホ等からe-Taxで申告することができます。

なお、e-Taxで申告すれば、源泉徴収票などの添付書類を提出する必要はなく、申告書の控えはPDF形式でスマホ等に保存することができます。

詳しくは熊本国税局のホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。



問 阿蘇税務署

☎0967-22-0551（※自動音声案内）



←国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)

ネットが便利 申告・納税 e-Tax (国税電子申告・納税システム)



- 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続きをすることができます。
- 申告書、申請書、添付書類をインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 書面で提出した場合より、還付金が早く受け取れます。
- 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。(e-Tax: 370円 書面: 400円)
- マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。

更に便利になった2つのポイント

1 添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係図などの一部の添付書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出できます。さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式（CSV形式）のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式（XBRL形式又はXML形式）に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。※財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ（PDF形式）での提出はできませんのでご注意ください。

2 e-Taxの利用可能時間が拡大されました

▶月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
▶毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（休祝日を含みます。）となります。
※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

● e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問（税務相談を除く）は、e-Tax作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax作成コーナーヘルプデスク
TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)
月曜日～金曜日: 9時～17時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

● マイナンバーカードに係るICカードリーダーライトの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178 (※ガイダンスに従って1番を選択してください)
月曜日～金曜日: 9時30分～20時 / 土日祝: 9時30分～17時30分 (12月29日～1月3日を除きます。)
※受付時間は変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

ご質問の内容によりお問合せ先が異なります。

